

**平成30年度
東京大学大学院工学系研究科
「リーダー博士人材育成基金」特別助成プログラム募集要項**

本事業の趣旨

本プログラムは、東京大学ビジョン2020の卓越研究人材の育成構想と呼応する取り組みの一つである。東京大学大学院工学系研究科（以下「本研究科」という。）に在籍する博士課程学生の中から、イノベーション創出を目指した社会連携・産学協創（国際連携、コンソーシアム研究創出等を含む）活動に強い意欲や構想を有する極めて優秀な博士人材を選抜し、民間寄付を活用した「リーダー博士人材育成基金」（以下、「育成基金」という。）を給付するとともに、リーダー博士人材育成に向けた教育を実施することにより、最先端研究をリードする研究者育成とイノベーション創出を目指した本格的な社会連携・産学協創（国際連携、コンソーシアム研究創出等を含む）の推進を行い、我が国の研究開発基盤の強化を図ることを目的とする。

1. 申請資格

申請時において東京大学大学院工学系研究科博士後期課程1年次に在籍している者（平成29年9月入学者及び平成30年4月入学者）。

ただし、原則として、採用時において休学している者、並びに7.に掲げられた除外対象となる他の奨学金等に該当する者を除く。

また、職に就き給与を受けたまま本研究科に在籍する社会人学生については、対象外とする。

なお、平成30年の春に募集される平成31年度採用分の日本学術振興会特別研究員（DC2）に必ず申請していることを申請の条件とする。

2. 支給月額及び支給期間（育成基金）

支給額： 200,000円/月

平成30年10月1日から標準修業年限内での博士学位取得までの期間とする。

※ 上記に加えて、研究費として最大で年間100万円を支給する。研究費については、採用決定後に別途所定の様式により申請することとし、審査を経て決定する。

3. 選考方法

選考は、申請書類（申請書〔様式1〕、指導教員の評価書〔様式2〕、イノベーション創出を目指した社会連携・産学協創に関するエッセイ〔様式3〕）及び成績情報により行う。必要に応じ面接を加えることがある。

4. 採用予定数

若干名

5. 申請手続

(1) 申請方法

- ①申請は申請時に所属している専攻事務室窓口へ直接提出するか、又は郵送により行うこと。
- ②郵送により申請する場合は、(2)の「申請書類等」を一括して角型2号の封筒（A4判が入る大きさ）に入れ、郵便局窓口において「書留郵便」の手続きをすること。封筒の表には、「リーダー博士人材育成基金申請書在中」と朱書きすること。
- ③受付期間 平成30年6月11日(月)から平成30年6月15日(金)16:00まで。（ただし、専攻事務室が閉室されている期間を除く。）郵送の場合も、平成30年6月15日(金)必着とする。

(2) 申請書類等

① 申請書（様式1）

本研究科所定の様式に所要事項を記入したもの。正1部。

② 現在の指導教員の評価書（様式2）

本研究科所定の様式に現在の指導教員が記載し、厳封したもの。正1部。

封筒は角型2号の封筒（A4判が入る大きさ）のものを使い、封筒の表に、指導教員名と申請者名を表記すること。

③ イノベーション創出を目指した社会連携・産学協創に関するエッセイ（様式3）

本研究科所定の様式に所要事項を記入したもの。正1部及び。

※採用者については、提出されたエッセイが年度末の報告書に掲載されることとなるので、留意すること。

④ 成績証明書 大学の学部・修士における成績証明書。正1部。

⑤ 封筒 選考結果送付用として使用するので、角型2号の封筒（A4判が入る大きさ）に申請者本人のあて名を記入し、120円分の切手を貼ること。

6. 選考結果発表及び採用手続

- (1) 選考結果は、平成30年8月中旬以降に、本人あてに通知する。
- (2) 受給決定者には、受給決定通知とともに手続要領を送付するので、所定の期間内に必要な受給手続(銀行口座届け等、手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に受給手続を行わない場合は、受給を辞退したものとして取り扱う。

7. 他の奨学金等との併用の取扱い

(1) 育成基金の支給開始時に、次に掲げた内の一つ又は複数に該当する者は支給対象としない。

もし、申請時に上記に該当していても、平成30年9月30日より前に、その受給が終了するならば、本制度に申請してよい。

併用不可なもの：①文部科学省国費外国人留学生、②外国政府派遣留学生（中国政府「国家建設高水準大学公派研究生項目」による留学生を含む。）、③日本学術振興会特別研究員（DC1またはDC2）受給者、④東京大学外国人留学生特別奨学制度（東京大学フェローシップ）受給者、⑤博士課程教育リーディングプログラムによる奨励金受給者、⑥SEUT-RA タイプS、A、B受給者、⑦その他月額20万円を超える返還義務のない各種奨学金の受給者

(2) 以下の奨学金等については、併用しても構わない。ただし、各制度における取り決めにより、併用不可と規定されている場合を除く。

併用してよいもの：

①日本学生支援機構奨学金の貸与を受ける者、②日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費の受給者、③本学の技術補佐員又は事務補佐員として雇用される者、④東京大学大学院学則第39条第1項に基づき授業料の全額又は半額を免除される者、⑤その他、月額20万円以下の返還義務のない各種奨学金の受給者及び各種貸与奨学金の受給者

申請に当たり、予め各制度の取り決めを確認すること。特に、公益法人の奨学金等については、各自条件を予め確認すること。

8. 育成基金受給者の義務

(1) 本助成プログラムの受給者は、毎月、所定の様式により、研究経過及び他の奨学金等の受給状況に係る報告書を提出しなければならない。また、原則として学術研究成果を毎年公表し、また、育成基金の支援者らを招いた成果報告会・交流会に参加するものとする。

(2) 本助成プログラムの受給者は、博士課程3年間のうちで、以下の科目の中から、必ずどれか1科目を受講することが要請される。

開講主体	科目名称
全学	学生エグゼクティブプログラム
未来社会空間の創生国際卓越大学院	工学コンピテンシーⅠ 工学コンピテンシーⅡ 工学コンピテンシーⅢ
生命科学技術国際卓越大学院	生体医工学社会実装論 生体医工学セミナー
統合物質科学国際卓越大学院	統合物質科学俯瞰講義Ⅰ 統合物質科学俯瞰講義Ⅱ

フォトンサイエンス国際卓越大学院	先端光科学講義 I 先端光科学講義 II
------------------	-------------------------

※受講を要請される科目については、今後、変更となる場合がある。

- (3) リーダー博士人材育成基金の受給者が、途中で学振特別研究員に採用された場合にも、引き続き上記(1)及び(2)の義務を果たすことが要請される。

なお、他の奨学金の受給が確定したため、本事業を辞退する必要がある場合には、必ず所属専攻事務室に報告書と共に早急に届け出ること。

9. 注意事項

- (1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は、受理しない。
- (2) 申請書における記載内容について虚偽の記載をした場合は、受給決定後でも遡って受給を取り消し、育成基金の返還を求めることがある。
- (3) 本事業の育成基金受給者は、各自で所得税の確定申告を行うこと。